

令和7年4月1日～版

昭島市公式キャラクター アッキー＆アイラン

# 昭島市介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）のご案内



昭島市保健福祉部  
介護福祉課

- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）には「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」の2種類があります。利用できる人については次のとおりです。

- サービス・活動事業

- ① 要支援1・2の認定を受けている方
- ② 「基本チェックリスト」で生活機能等が低下していると判断された方（事業対象者）

- 一般介護予防事業

要支援・要介護認定を受けていない、65歳以上の昭島市在住の方

- 「サービス・活動事業」にはどんなサービスがあるのか

要支援1・2や事業対象者と判定された方は、サービス・活動事業を利用できます。

※要支援1・2の方が利用できる介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、サービス・活動事業の訪問型サービス、通所型サービスに移行しました。

- 訪問型サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。（これまでの介護予防訪問介護と同様のサービスです。）また、ホームヘルパーや市の研修を受講した生活支援員が居宅を訪問し、生活援助のみのサービスを行います。（下記の表を参照）

- 通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。（これまでの介護予防通所介護と同様のサービスです。）昭島市では、1日を通した通所型サービスと半日の通所型サービスに分けて実施します。（下記の表を参照）

※利用するときは「介護保険被保険者証」と、「介護保険負担割合証」を提示してください。

※要介護1～5の方は利用できません。

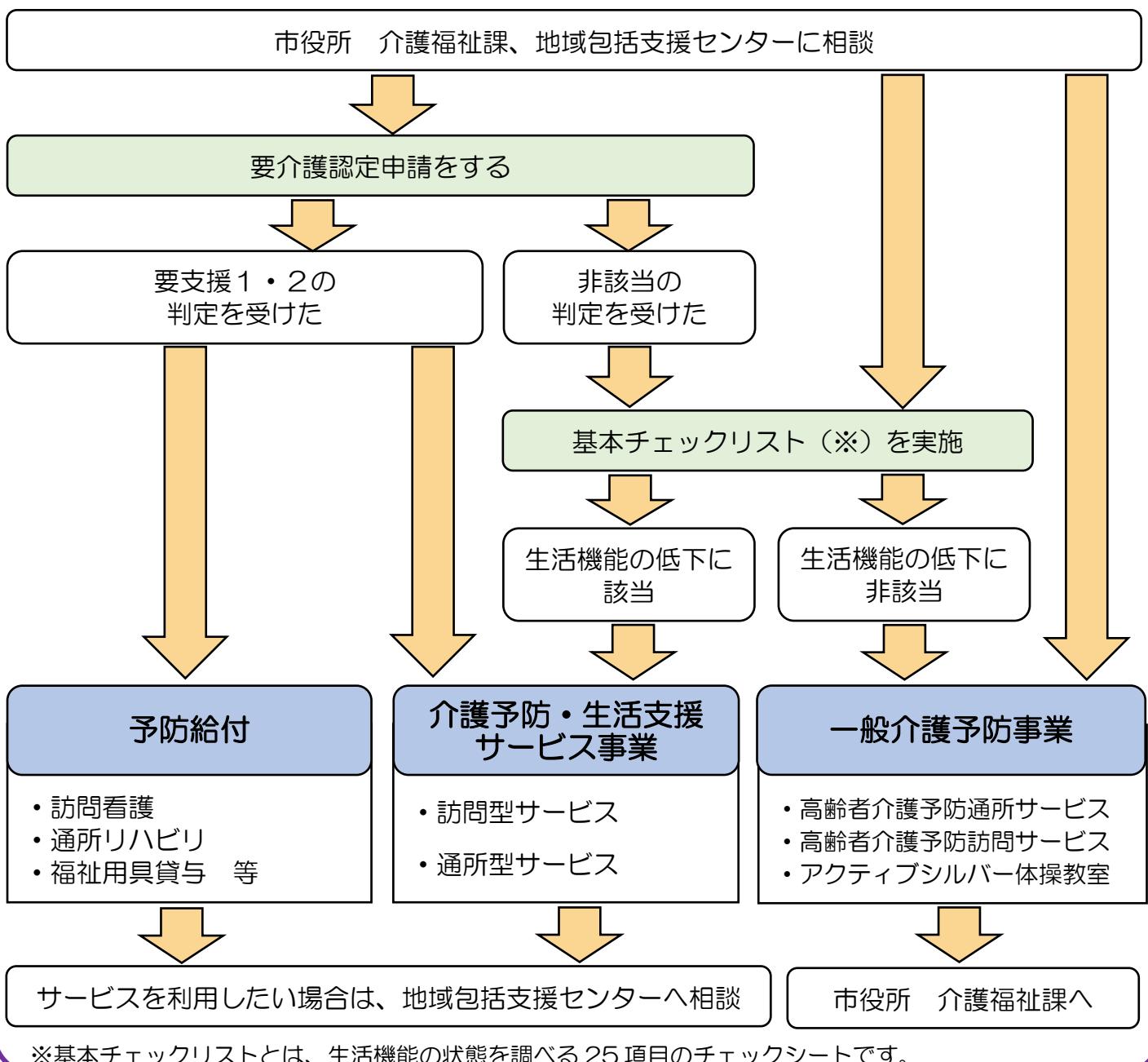
サービス種別	訪問型サービス			通所型サービス	
	従前相当サービス	現行サービス緩和型	住民主体型（シルバー）	従前相当サービス	現行サービス半日型
サービス内容	有資格者が身体介護と生活援助を行う。	介護事業所の介護ヘルパー、市の研修を受けたヘルパーが生活援助を行う。	市の研修を受けたシルバー人材センターの会員が生活援助を行う。	介護事業所による1日を通したサービス。運動やレクリエーションを行う。	介護事業所による半日のサービス。運動やレクリエーションを行う。
サービス時間	45分から60分	45分から60分	45分から60分	5時間以上	2時間以上 5時間未満
自己負担 ※1割負担の場合を掲載	週1回程度利用 月額1,275円 週2回程度利用 月額2,547円 週3回程度利用 月額4,040円	週1回程度利用 月額1,175円 週2回程度利用 月額2,351円 週3回程度利用 月額3,526円	1回あたり <u>165円</u>	事業対象者 月額1,784円 要支援1 月額1,895円 要支援2 月額2,351円 要支援2(週1回) 月額3,817円	事業対象者 月額1,784円 要支援1 月額1,895円 要支援2(週2回) 月額3,584円
負担割合	1割負担（一定以上の所得がある方は、2割または3割負担）				

※事業対象者は原則、週1回程度の利用

※別途加算がかかる場合があります。

- 「一般介護予防事業」ではどんなことを行っているのか
- 高齢者介護予防通所サービス  
要介護要支援状態となることを予防するため、保健福祉センター「あいぽっく」で機能訓練（筋力トレーニング、健康維持体操、音楽療法）を行います。  
1回・・・250円
- 高齢者介護予防訪問サービス  
管理栄養士が自宅を訪問し、血圧や血糖値が高い、太り気味やせ気味であるなど、健康に不安のある方に、食品の選び方、正しい食べ方等栄養改善のための指導を行います。  
1回・・・300円
- アクティブルバード操教室  
要介護・要支援状態にならず、健康を維持したい高齢者の方を対象に、体力増進を実感でき、楽しく続けられる体操教室を市内の会館で実施します。  
1回・・・250円

## ■ 総合事業のサービス利用の流れ



## ■ 実際に総合事業のサービスを使うには

### ● サービス・活動事業

要支援1・2、又は事業対象者と判定され、サービスを使いたい方は、「介護予防ケアマネジメント」という、実際にサービスを使っていくための、計画表を作成する必要があります。この計画表は昭島市に5箇所あります地域包括支援センターで作成をします。

下記の地域包括支援センターの担当地区を確認のうえ、ご連絡ください。

### ● 一般介護予防事業

昭島市役所介護福祉課へご相談ください。

## ■ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれたまちで安心して暮らしていくために必要な援助・支援を行う相談窓口です。介護予防や総合事業に関すること以外にも、健康や福祉、医療に関すること、お金の管理や契約に不安があるなど、生活する中での悩みや困り事があればご相談ください。

### 東部 地域包括支援センター 竹口病院

住所：〒196-0034  
昭島市玉川町  
2-4-8-103  
電話：042-545-9204  
FAX：042-505-7985



#### 担当地区

郷地町 東町 福島町 築地町 玉川町 もくせいの杜

### 南部 地域包括支援センター 愛全園

住所：〒196-0014  
昭島市田中町  
2-25-3  
電話：042-513-7651  
FAX：042-513-7652



#### 担当地区

中神町 宮沢町 上川原町 田中町 大神

### 西部 地域包括支援センター 愛全園

住所：〒196-0002  
昭島市拝島町3-10-4  
拝島町高齢者  
福祉センター内  
電話：042-519-5830  
FAX：042-519-5831



#### 担当地区

緑町 拝島町 松原町

### 北部 地域包括支援センター ハピネス昭和の森

住所：〒196-0005  
昭島市代官山  
1-2-1  
電話：042-519-6967  
FAX：042-519-6968

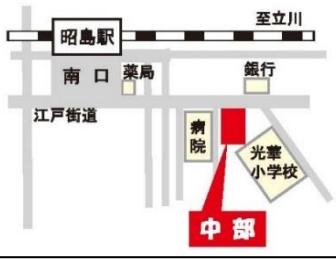


#### 担当地区

美堀町 つつじが丘 武蔵野 代官山  
大神町（丁目外） 宮沢町（丁目外）

### 中部 地域包括支援センター あいぽっく

住所：〒196-0015  
昭島市昭和町4-7-1  
保健福祉センター  
「あいぽっく」2階  
電話：042-505-7681  
FAX：042-505-7682



#### 担当地区

昭和町 朝日町 中神町（丁目外）

### 【問い合わせ先】

昭島市保健福祉部介護福祉課

連絡先 042-544-5111

内線 2148・2149